

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年4月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200228号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300001号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成22年6月15日の標準賞与額を18万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年6月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年6月15日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成22年6月15日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年6月15日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、年金事務所からの連絡により、賞与の記録が年金記録に反映されていないことが分かり、通帳を確認したところ、請求期間に賞与の振込が記帳されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、A社から提出された請求者に係る平成22年6月15日支給賞与台帳、同社の事業主の回答及び請求者から提出された金融機関の通帳(以下、併せて「賞与台帳等」という。)により、請求者は、同社から標準賞与額20万円に相当する賞与(20万円)の支払を受け、標準賞与額18万7,000円に見合う厚生年金保険料(1万4,642円)を事業主により当該賞与から控除され

ていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成22年6月15日の賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年6月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、賞与台帳等により、請求者は、A社から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額18万7,000円を超える標準賞与額20万円に相当する賞与（20万円）の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、20万円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額18万7,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200221号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300002号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年8月3日、喪失年月日を平成8年9月26日に訂正し、平成8年8月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成8年8月3日から同年9月26日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年8月1日から平成9年7月1日まで

請求期間について、A社が経営するB店及びC店に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

当時の給与明細書を1枚保管しており、給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成8年8月3日から同年9月26日までの期間について、雇用保険の記録によると、請求者のA社における取得日は平成8年8月3日、離職日は平成8年9月25日となっていることが確認できる上、請求者が所持する96年(平成8年)9月度の給与明細書によると、厚生年金保険料の控除の記載があることから、請求者は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成8年8月3日から同年9月26日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取

得時の報酬月額に基づく標準報酬月額は12万6,000円と認められるところ、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は26万円と認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成8年8月3日から同年9月26日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年8月3日から同年9月26日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届の提出はなく、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成8年8月3日から同年9月26日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成8年8月1日及び同年8月2日並びに平成8年9月26日から平成9年7月1日までの期間について、A社の事業主は、資料を保管しておらず、請求者の勤務及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、請求期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したものの、請求者の勤務期間についての回答は得られない。

さらに、請求者は、上述の96年9月度の給与明細書のほかに、請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の平成8年8月1日及び同年8月2日並びに平成8年9月26日から平成9年7月1日までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成8年8月1日及び同年8月2日並びに平成8年9月26日から平成9年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200235号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年2月23日

請求期間について、A社から賞与が支払われたはずだが記録がない。年金記録に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成21年12月*日に解散し、平成23年9月16日に清算終了となっていることが確認できる上、同社の元代表取締役からは回答が得られないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元代表清算人は、同社において賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていたとし、請求期間において請求者に賞与は支給されていない旨回答しており、同代表清算人から提出された請求期間における請求者の社会保険料に係る資料によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していた健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、請求期間における標準賞与額の記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。